

伊丹市特定健康診査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

(特定健康診査の対象者)

第2条 特定健康診査の対象者は、伊丹市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達する者及び75歳の年齢に達する75歳未満の者（妊産婦その他厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

(特定健康診査の実施)

第3条 特定健康診査は、伊丹市が別に定める伊丹市国民健康保険保健事業実施計画に基づき行うものとする。

(特定保健指導の実施)

第4条 特定保健指導は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、伊丹市が別に定める伊丹市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条に規定する動機付け支援又は第8条に規定する積極的支援により行うものとする。

(実施機関)

第5条 特定健康診査及び特定保健指導を実施する機関は、伊丹市もしくは伊丹市と契約を締結した医療機関又は民間事業者とする。

(費用)

第6条 特定健康診査の受診及び特定保健指導の利用にかかる自己負担金は、無料とする。

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存)

第7条 伊丹市は、法第22条及び第25条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)により作成し、保存するものとする。

2 前項の記録の保存期間は、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

(個人情報保護)

第8条 特定健康診査及び特定保健指導の記録を取り扱う者は、記録の漏洩を防止すると共に守秘義務及び関係法令を遵守することに加え、個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日医政発第1224001号、薬食発第1224002号、老発第1224002号)及び伊丹市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(細則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。